

特命随意契約理由書

199

件 名	千代田区子育てコーディネーター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	身近に子育てについて気軽に相談する相手がいない保護者が、子育てに一人で悩む「孤育て」に陥らないよう、子育ての知識や経験を有した子育てコーディネーターが、悩みを抱える保護者に寄り添う形で相談に応じるなどの業務を行う。
選 定 理 由	本業務を履行するためには、以下の条件を満たす必要がある。 ①千代田区の保育環境を熟知し、子育ての相談に応じられる知識経験を有する人材を配置できること。 ②利用者の利便性を図るため、あい・ぽーと麹町（旧麹町保育園仮園舎）と、適宜区内関連施設において相談業務を実施できること。 あい・ぽーと麹町は、保育事業も含め建物全体を下記事業者が管理運営している。また、「子育て支援コーディネーター養成講座」を実施し人材育成を行っている。このため、保育園管理とコーディネーター事業を一体的に運営しなければ業務上支障が生ずるものである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション 住 所 東京都港区西麻布 2 丁目 24 番 25-509 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,488,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

378

件 名	千代田区就学前プログラムの改定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成25年3月に策定した子どもたちのための就学前プログラムを改定するにあたり、必要なデータの収集、課題の分析、次期プログラムの内容に対する助言、関係資料の整理や作成、その他必要な業務を行う。
選 定 理 由	本業務は、子どもたちの健やかな成長と小学校への円滑な接続を行うため、平成25年3月に策定したプログラムの改定を行うものである。下記事業者においては、令和4年度より当該改定業務にかかるコンサルティング業務を委託しており、各回の策定委員会や分科会における助言及び運営補助により、就学前プログラム（改訂版）1「理論編」概要版及び就学前プログラム（改訂版）1「理論編」完成版の作成に大きく貢献し、業務成績も良好である。 令和5年度においては、令和4年度に作成する「理論編」との整合性が担保され、内容の同期を取りながら一層の連携を図りつつ、就学前プログラム（改訂版）2「実践編」概要版及び就学前プログラム（改訂版）2「実践編」完成版の作成に向けて遂行する必要があるため、下記事業者を本契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社コモン計画研究所 住 所 東京都杉並区成田東5-35-15
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,171,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

503

件 名	千代田区内遺跡出土遺物の保存修復業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内遺跡出土の遺物について、展示及び貸出等の利用を目的として、保存修復を実施する。対象遺物は全9件、324点で、17世紀前半に製作された貿易陶磁や希少な金属製品を含む。
選 定 理 由	修復対象の陶磁器・金属製品は発掘以来劣化が進んでいる。このため、保存修復を行うにあたり、下記の条件を満たす必要がある。 ①陶磁器 表面の汚れ除去と酸化防止・欠落部分の補填、原色原形を損なわない補彩を行うため、遺物に合わせた洗浄方法、薬品の使用方法等について、国指定文化財補修レベルの技術と経験を有すること。 ②金属製品 土中での溶解が進んだ状態にある遺物のクリーニングと酸化防止処理を行うため、遺物の状態に合わせた修復を行う技術と経験を有すること。 ③作業所 遺物は劣化が進行しているため、輸送による損傷を最小限にする必要があることから、都内で修復作業が可能であること。 これらすべての条件を満たすのは、国立東京博物館所蔵資料をはじめとする国指定文化財の保存修復を行い、特殊な技術と経験を有する下記事業者に限られるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国立大学法人東京藝術大学 住 所 台東区上野公園 12-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,000,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部文化振興課 (文化財係)
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

266

件 名	千代田小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和4年9月15日「指名業者選定委員会」承認 継続4年目であるが、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住 所 東京都千代田区神田錦町3-20
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,163,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

419

件 名	地域型認知症予防プログラム（ウォーキング講座）業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	認知症予防（発症遅延）の効果ができるウォーキングを習慣化し、地域で主体的に活動しながら、認知症予防啓発活動や後続活動を支援する担い手づくりを目指す。
選 定 理 由	当該法人は、東京都健康長寿医療センター研究所が作成したウォーキングプログラムを行うファシリテーターを養成する唯一の機関であり、全国の自治体等に講師派遣を行っている。また、ホームページでプログラム終了後に自主活動を続けるグループを紹介し、情報交換や交流の機会も提供しており、継続的に認知症対策を行うことができる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NPO 法人認知症予防サポートセンター 住 所 東京都世田谷区北沢 3-18-5 伊東ビル 202
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	999,130 ※ 総価格 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	電子決裁システムにおける移行データの抽出ほか業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	総合行政システムのリブレースに伴い、システム移行後の新環境下にてデータが過不足なく滞りなく業務を継続できるよう、データの抽出及び提供を受けること及び次年度におけるデータ抽出・提供のために使用するツールの開発準備を行うことを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、現行の電子決裁システムを稼働させている構築・運用保守事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外ではデータ抽出作業が不可能である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行担保が確保できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 株式会社 RKKCS 所 在 地 熊本県熊本市中央区九品寺一丁目5番11号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,267,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

217

件 名	都営四番町第2アパート高齢者住宅ほか2住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選 定 理 由	下記業者は、ジロール麹町及びジロール神田佐久間町の運営法人であり、小規模特別養護老人ホームやグループホームを運営している。 本業務の対象となる3高齢者住宅（都営四番町第2アパート、区営富士見、区営神保町）は、それぞれジロール麹町やジロール神田佐久間町からの支援を受けやすい立地にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他的高齢者サービスとの連携など、より迅速で細やかな対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 新生寿会 住 所 岡山県井原市木之子町 2416 番地 1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13843,016 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

163

件 名	防火設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく、防火設備定期報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、建築基準法改正に伴い平成 28 年 6 月に「防火設備定期検査報告」制度が新設された。 当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、防火設備定期検査報告代行業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住 所 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,995,620 円 (消費税を含む) ※ 総支払額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

517

件 名	麴町二丁目公共施設総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	出張所・区民館・小学校・幼稚園・ストックヤード・防災備蓄倉庫・消防団倉庫で構成されている複合施設である。麴町二丁目公共施設の安全で良好な施設環境の確保と効率的な施設運用のための建物総合管理を目的とした一括管理業務の実施。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 4 年度年度契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、令和 5 年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有限会社ネクスト 24 千代田支店 住 所 千代田区神田神保町 2-20-4 階 A 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	87,743,810 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

530

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめる、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。 1 リハビリテーション専門職（リハビリテーション専門医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士）の資格を持つものが従事すること。 2 同時に複数の従事者が必要になっても、リハビリテーション専門職の手配が可能なこと。 3 区の介護予防事業に精通し、介護サービス事業者、医療機関等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都内在住・在勤の作業療法士を中心に構成された作業療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名： 一般社団法人 東京都作業療法士会 所在地： 東京都新宿区新宿5-4-1 新宿Qフラットビル501
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,155,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
委託期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

437

件 名	ガスコージェネレーション保守点検業務（九段小他2施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校、神田一橋中学校、麴町保育園に設置されたガスコージェネレーション（ジェネライト）保守点検業務
選 定 理 由	1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2.本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 東京瓦斯株式会社 都市エネルギー営業部 住 所 港区芝1-11-11
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	794,168 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

479

件 名	旧外神田住宅1・2階部分の権利関係調整業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧外神田住宅（以下「本建物」という。）の1・2階部分で居住や営業等を行う権利者（以下「権利者」という。）の転出に伴う所有物の売買・補償契約等の調整及び支援を行う。
選 定 理 由	本業務は、本建物の1・2階で居住や営業等を行う関係者の権利状況を整理し、低未利用区有財産となっている旧外神田住宅の有効利活用等に対応できるよう、当該関係者の転出に伴う売買・補償契約の調整支援業務を行うものである。 従前資産評価、資産の買取交渉、買取交渉成立後の契約手続支援業務及び円滑な移転先斡旋業務に対応できることが条件となる。 下記業者は、昭和36年、1都3県の住宅供給公社が出資し、建設大臣の許可を経て公益法人として設立した。これまで防災機能・良好な居住整備の確保、土地の合理的利用等を図るため、公共団体と連携し「都市再開発法」による同潤会アパート（大正12年関東大震災復興住宅）の建替え等の市街地再開発事業や「密集市街地整備法」による防災街区整備事業などのまちづくりを推進しており、旧外神田住宅と同様に複雑に権利関係の入り組んだ再開発等の事務局として、権利者の生活再建や合意形成を多数行っている。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全てを満たすものが1者に限定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人 首都圏不燃建築公社 住 所 港区芝浦三丁目9番1号 芝浦ルネサイトタワー17階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,772,700 円（消費税を含む）※税価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	教職員向け勤怠管理システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	教職員向け勤怠管理システムの安定的な稼働が可能となるよう保守を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和4年6月28日、4千子指導発第339号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 1年 4 評価 継続2年目であり、業務成績の評価も良好であるため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 富士通 Japan 株式会社 所 在 地 東京都港区東新橋一丁目5番2号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	16,456,440 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

528

件 名	軽井沢少年自然の家の整備・運営に係る基本計画策定及び事業手法検討調査（導入可能性調査）支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、軽井沢少年自然の家のあり方基本構想の内容を踏まえ、施設の整備に向けた具体的な施設計画や諸室機能を検討し、基本計画を策定するとともに、施設の整備・運営に関する事業について、区の財政負担軽減及び高水準の公共サービス提供が可能な事業手法の検討を行うものである。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 令和5年1月12日付4千子子総発第177号 令和5年度業務開始 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： パシフィックコンサルタンツ株式会社 所在地： 千代田区神田錦町三丁目22番地
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,700,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども 部 子ども総務 課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	公共料金一括支払に係る口座振替事務業務
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	公共料金一括支払に係る口座振替事務を委託する。
選 定 理 由	公共料金を一括して支払うことを目的に、令和3年度より口座振替払を導入した。その内容は、指定金融機関であるみずほ銀行に会計管理者の口座を開設し、全庁の公共料金に係る資金を公共料金支払基金から入金し、各企業に口座振替（自動引落し）により支払うものである。 会計管理者の口座から口座振替を行うにあたっては、公共料金の支払情報の管理のために、公共料金のお客様番号ごとに口座振替指定口座番号を付番する必要がある。その業務を行えるのは、指定金融機関であり、令和3年度に口座を開設した下記業者に限られる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社みずほ銀行 住 所 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,848,000 円（消費税を含む） ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	会計室出納係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

282

件 名	高齢者総合サポートセンター相談拠点業務（麴町地域）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者の生活や介護等の相談に対し、24 時間 365 日ワンストップで対応すると共に、高齢者あんしんセンターと連携し介護・医療の連携支援や、各種サービスのコーディネートを行う。
選 定 理 由	高齢者の相談拠点業務は、高齢者総合サポートセンターの開設時に、麴町、神田両地域の高齢者相談の拠点業務として開始した。 高齢者総合サポートセンター開設時から年 1 回「高齢者総合サポートセンター評価委員会」を開催しており、委員から高齢者の相談拠点業務について良好との評価を受けていることから、令和 5 年度も下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	【麴町地域】 名 称：社会福祉法人 東京栄和会 住 所：東京都江戸川区葛西 8 丁目 1 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	74,996,000 円（消費税非課税）
契約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

336

件 名	債権管理法律相談業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	自治体における債権管理について、法律問題や法律的知識が必要な事柄が生じた場合の法律相談を実施し適正な債権管理に向けて、職員の知識の醸成と事務能力の向上を図る。
選 定 理 由	下記業者は、代表弁護士が東京弁護士会弁護士業務改革委員会の「自治体債権管理問題検討チーム」の座長を務めていたこともあり、所属弁護士含め自治体における債権管理に極めて精通している。 また、特別区職員研修所主催の養成講座「自治体債権の管理・回収」や、当区の債権管理研修の講師を務めるなど実績があり、自治体における債権管理の実務を把握していることから、区職員からの債権管理に係る相談に対して適切な助言、指導ができる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号中村ビル5階 名 称：マイスタット法律事務所
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	960,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

579

件 名	財務会計システムにおける移行データの抽出ほか業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	総合行政システムのリブレースに伴い、システム移行後の新環境下にてデータが過不足なく滞りなく業務を継続できるよう、データの抽出及び提供を受けること及び次年度におけるデータ抽出・提供のために使用する提供ツールの開発準備を行うことを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、現行の財務会計システムを稼働させている構築・運用保守事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外ではデータ抽出作業が不可能である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行担保が確保できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 日本電子計算株式会社 所 在 地 千代田区九段南1-3-1
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	3,498,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

200

件 名	産業廃棄物処分業務（コンクリートくず等）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（コンクリートくず等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選 定 理 由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた廃棄物運搬処理業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事(株)千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日成ストマック・トーキョー 住 所 東京都江戸川区東葛西 3-17-15
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,603,800 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

259

件 名	四番町保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	四番町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和4年9月15日「指名業者選定委員会」承認 6. 継続4年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 イフスコヘルスケア株式会社 住 所 東京都文京区後楽1-1-10
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,669,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

565

件 名	証明書コンビニ交付システム運用・保守業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	コンビニ交付システムの運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1 導入年度 平成 30 年度（平成 31 年 2 月開始） ※窓口受付システムは令和元年 9 月開始 2 継続年数 5 年 3 評価 業務成績良好のため 4 コンビニ交付システム（戸籍部分は除く）及び窓口受付システムは下記業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 2 7 6 - 6
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,536,900 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	障害者福祉タクシー券支給事業管理運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、全国展開する既存のタクシーチケットを利用できることにより、障害者の行動範囲が広がり日常生活の利便性が向上するとともに、タクシー事業者等への支払先が一本化でき効率的な事業運営が可能となるためタクシーチケット事業者に委託するものである。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年2月5日付2千保障福発第550号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 愛のタクシーチケット株式会社 住 所： 京都市下京区高辻通室町西入繫昌町310番地
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	※ 総価 32,242,600 円 (消費税を含む) ※ 総価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	西神田コスモス館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館の清掃・設備管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 5 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社プラント 住 所 東京都練馬区大泉学園町 7-15-3
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	111,650,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区戸籍コンビニ交付システムに係る構築業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの更改を行う。
選 定 理 由	区の戸籍システムは、平成 10 年 8 月 7 日付千地戸発第 176 号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。 また、千代田区では、同一業者によりコンビニエンスストア等における戸籍証明書等交付サービス（以下「コンビニ交付サービス」という）を提供するシステムを構築し、平成 31 年 2 月より開始している。 本業務は、コンビニ交付サービスを提供する機器の保守期限到来に伴い、システム更改を行うことが目的であり、同一業者以外の者に履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、サーバーを搭載しているラックでの操作及び、システムへのアクセスも必要となるため、システムを開発した下記業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都中央区日本橋兜町 1 番 4 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,978,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区国民健康保険医療費分析等業務及び第 4 期特定健康診査等実施計画・第 3 期データヘルス計画作成支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区国民健康保険のレセプトデータと特定健診データを突合し、分析を行い、千代田区国民健康保険医療費の現状を的確に把握する。この分析結果を踏まえ、対象者に特定健診受診勧奨通知・医療機関受診勧奨通知・ジェネリック医薬品利用差額通知等を行う。 なお、本業務委託は平成 26 年度から開始した。
選 定 理 由	下記事業者は、傷病名ごとに薬剤、検査、処置等を点数分解、グループ化して正確に分析・集計を行う医療費グルーピング技術（特許第 4312757 号）を有している。また、糖尿病の重症化による人工透析患者の増を抑制するため、病期階層化によって精度の高い分析を行い、対象者を抽出できる技術も有している。これらによる分析により、医療費の抑制を図ることができる。 さらに、計画作成支援業務においては、平成 30 年 3 月に策定した、「国民健康保険保健事業の実施計画（第 2 期データヘルス計画）」でも、本業務で作成したデータベースを使用しており、計画の検証を行ううえで、密接不可分の業務となっている。 このため、契約の目的を達成するためには、能力その他複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件についてはそれを満たすものは複数存在するが、全ての条件を満たす者が 1 者に特定される。 以上の理由により、上記実施計画が終了するまで下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社データホライゾン 住 所 広島県広島市西区草津新町一丁目 21 番 35 号 広島ミクス・ビル
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,880,950 円（消費税を含む） ※ 総支払額 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 保険年金課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

389

件 名	お茶の水小学校 樹木 (ウメノキ・サトウカエデ) 及び接ぎ木苗 (ウメノキ) 管理業務
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	お茶の水小学校・幼稚園は、老朽化が進んだ小学校校舎の機能更新を図るとともに、錦華公園内にある幼稚園仮園舎を取込み、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割を踏まえた施設整備を進めている。 令和元年 10 月からは解体工事に着手、記念碑や樹木の移設を行った。樹木の移設に際しては、枯損の場合に備え接ぎ木用穂の採取を実施し維持管理を行っている。
選 定 理 由	本件は、お茶の水小学校改築に伴う移設樹木 (ウメノキ・サトウカエデ) 及び接ぎ木苗 (ウメノキ) 維持管理を行うもので、校舎完成まで安定した環境での生育が必要である。 下記事業者は、平成 30 年度入札手続きにより「ウメノキ根回し作業及び接ぎ穂採取並びに接ぎ木苗維持管理」業務を受託、続いて令和元年度「樹木 (ウメノキ) 移設作業及び管理業務」、令和 2~4 年度「樹木 (ウメノキ) 及び接ぎ木苗管理業務」を受託した業者であり、本件樹木を自社管理しているため、本業務を委託できる唯一の業者である。以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 富士植木 住 所 東京都千代田区九段南四丁目 1 番 9 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,485,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	お茶の水幼稚園・小学校通園・通学バスにおける安全装置の設置等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	バス車内における園児・児童の置き去りを防止するため、安全装置の設置、関係者への研修を実施する。
選 定 理 由	お茶の水幼稚園・小学校通園・通学バスは区と寿観光株式会社が委託契約を締結している。安全装置の設置について区が独自に設置を行うと、装置の管理や通園・通学バスの運行において不都合が生じるため、通園・通学バスの委託業者である下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	法人名： 寿観光株式会社 所在地： 東京都練馬区上石神井 3-16-7
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,607,900 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年6月30日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧千代田区全庁LANシステム用データセンター賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	平成28年度に行った全庁LANリプレースの作業の中で、耐用年数をむかえた機器の更新とともに、情報セキュリティの強化を図るべく、新たな機器を導入した専用サーバーを構築した。そのサーバーを24時間365日、監視・保守・運用し、千代田区全庁LANシステムを安全かつ適切に運用保守できる外部専用サーバーをハウジングするため、データセンターを賃借していた。令和4年度に行った全庁LANリプレース後、一部の旧千代田区全庁LANシステムを一定期間延長して利用することとなったため、旧千代田区全庁LANシステムを安全かつ適切に管理できるよう、データセンターを引き続き賃借する。
選 定 理 由	1 賃借開始 平成29年度 賃借するデータセンターのハウジング事業者は、千代田区全庁LANシステム・サーバーを設計・開発した事業者と密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者に、サーバーの変更・増設等のハウジングを履行させると、当該システムの運用及びセキュリティ上、著しく支障がある。このため、千代田区全庁LANシステムの保守運用事業者であるとともに、データセンター管理業者でもある下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区西新橋3-22-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,343,250 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日～令和5年5月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項

目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

614

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎における防火管理者等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎（以下「防火対象物」という。）において、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する防火管理者の業務及び同法第36条第1項において準用する同第8条第1項に規定する防災管理者の業務の一部を委託する。
選 定 理 由	本庁舎のPFI事業終了に伴い、財務省と区で本庁舎維持管理に係る役割分担を検討した結果、本庁舎の防火管理者及び防災管理者は区が担うこととなっている。 防火管理者及び防災管理者の業務は、消防法への深い知識が求められ、消防計画の見直しや日常の火災予防点検を行うなど、本庁舎の構造や仕様に精通し、庁舎内の状況を日々把握し実施する必要がある。しかし、防災センター等共用部においては区の職員はおらず、常時在席している共通仕様に基づく警備保安業務との連携を図ることにより上記の必要条件を満たすことができ、効率的かつ法律に基づいた確実な対応が可能となる。 下記業者は、個別の業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した本庁舎の警備保安業務の事業者である。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 首都圏ビルサービス協同組合 代表理事 五十嵐 久男 住 所 東京都港区赤坂 1-1-16 細川ビル 1003 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	792,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

349

件 名	九段中等教育学校 学校管理システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（賃貸借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	学校管理システム用ハードウェア及びソフトウェアの保守
選 定 理 由	本事業者は当システムの構築者である。既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、評価も良好なため、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。 なお、継続6年目となるが、令和4年1月20日付3千指業委第13号で令和7年3月31日までの特命随意契約延長が認められている。
契約の相手方	名称 エスエイティーティー株式会社 住所 東京都千代田区神田三崎町一丁目3番12号 水道橋ビル8階
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	3,065,700 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区営・区民住宅等管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区営・区民住宅居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、令和 5 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社 NAOX 千代田支店 住 所 東京都千代田区神田錦町 3-2-2 三基ビル
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	44,720,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者あんしんセンター神田の業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項の規定により、包括的支援事業等の業務を社会福祉法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センターを運営する。
選 定 理 由	年 1 回実施している「千代田区地域包括支援センター運営協議会評価部会」において事業実施状況を報告、委員から良好との評価を受けており、区民や民生・児童委員及び介護事業者へのアンケート結果からも信頼と親しみやすさを評価されているため令和 5 年度も引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 多摩同胞会 住 所 東京都府中市武蔵台 1 丁目 10 番地の 1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	57,722,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

454 ~ 467

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 初年度 プロポーザル選定の結果（4千政人事発第1411号）に基づき、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称・住所は別表のとおり
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	1,027,895,000 円（消費税を含む）
契約期間	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

【別表】 契約の相手方 (50音順)

最終被選定者	所在地
株式会社アヴァンティスタッフ	東京都中央区日本橋兜町 6-7
旭化成アミダス株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア 5 階
株式会社アスカ	東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村 ビル 23 階
アデコ株式会社	東京都千代田区霞が関 3-7-1
株式会社ウィッシュ	東京都渋谷区広尾 5-6-6 広尾プラザ
株式会社我喜大笑	東京都千代田区神田駿河台 1-7-10YK 駿 河台ビル 4 階
株式会社シグマスタッフ	東京都品川区上大崎 2-25-2 新目黒東急 ビル 6 階
株式会社テンドーラビングケアサービス	東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル
パーソルテンプスタッフ株式会社	東京都港区芝 5-33-1 森永プラザビル本 館 14 階
株式会社パソナ	東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号 PASONA SQUARE
マンパワーグループ株式会社	東京都港区芝浦三丁目 1 番 1 号田町ステー ションタワーN30 階
株式会社メディカル・コンシェルジュ	東京都渋谷区恵比寿南一丁目 5 番 5 号 JR 恵比寿ビル 11 階
株式会社モード・プランニング・ジャパン	東京都中央区銀座七丁目 16 番 12 号 G-7 ビ ルディング
株式会社リクルートスタッフィング	東京都中央区銀座 8-4-17 GINZA8 ビル

特命随意契約理由書

599

件 名	人事情報総合システム設計開発等業務
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本システムは、職員の人事管理及び勤務実績の集約により給与計算等を行うシステムであるところ、現在紙書類で運用している超過勤務申請や手当申請等を電子化し、また、総合行政システムとシステム間連携を行っていく上で、システムの再構築を行う。
選 定 理 由	導入 平成 24 年度（平成 25 年 1 月） 更新 平成 29 年 9 月、令和 4 年 9 月 本業務は、令和 4 年度に実施した「人事情報総合システム要件定義支援等業務」の成果を踏まえ、再構築の下流工程を実施するものであり、令和 4 年度の業務と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になることから、令和 4 年度受託事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。 なお、令和 4 年度の「人事情報総合システム要件定義支援等業務」の契約に当たっては、下記の理由から業者を指定した。 システムの再構築に当たっては、下記の諸条件を満たす必要がある。 ・特別区の人事制度に対応したパッケージを有すること。 ・一つの事業者で人給・勤怠・会計年度のシステムを扱っていること。 ・人事・給与制度に十分な知見を有しており、制度改正に当たっても、事業者側で情報を収集し、改修要件を確定できること。 ・再構築に当たって、現在保有しているデータを確実に移行し、人事業務、特に給与計算を安定して行えること。 契約の目的を達成するためには、上記の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は下記事業者に特定される。 また、令和 5 年度末までにシステムを対応させなければならない定年引上げに係る要件について、国や特別区人事委員会から示される情報提供が大幅に遅れ、改修要件の確定に支障が出たため、他の調達方法を採用することが困難である。 そして、現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できることから有利と認められる。

	令和4年度までの業務成績は良好であり、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：富士通 Japan 株式会社 所在地：東京都港区東新橋1-5-2
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	185,453,840 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

550

件 名	千代田区ポータルサイト運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区のDXを推進する上での柱となるシステムである千代田区ポータルサイトを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、区民に安心して利用していただくため、運用保守業務をシステムの構築事業者が行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年10月26日付4千政IT発第169号 令和4年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 初年度 4 評価 良好な業務成績のため プロポーザル実施時に要求水準等説明書に令和4年度構築業務を受託した事業者が令和10年3月31日までの期間運用保守委託を行うことを想定している旨記載している。 構築業務成績は良好なため、令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 住 所 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	55,000,000円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

612

件 名	令和5年度 千代田区会館施設予約システム用端末及びプリンターの賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本賃貸借契約は、区民館・コミスク施設等を複数所管課で相互に管理・運営するための会館施設予約システムを安全かつ良好な状態で運用するためのPC等端末およびプリンターの賃貸借契約を行う。
選 定 理 由	当該機器は、平成30年4月1日から5年間、下記業者と賃貸借契約を継続して締結しリース期間満了となった。再リース契約における賃貸借料は通常のリース期間における賃借料と比較して約57%になるため、賃貸借料において他業者との競争の余地がないと思われる。 また賃借期間を1年延長しても当該機器は使用に耐えられることが見込まれることから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 JECC 住 所 千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル7F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	743,160 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部 麹町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区文化財保存活用地域計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区内にある様々な歴史・文化資源および周辺環境を含めて把握を行い、長期的な視野に立ち計画的に文化財の保存活用を図るために必要な「千代田区文化財保存活用地域計画（以下、「区地域計画」という。）」の作成を支援する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） ※令和3年3月1日2千地文振発第442号 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 2年度 4 評価 良好 継続3年目であり、業務成績も良好なため、令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ランドブレイン株式会社 住 所 千代田区平河町一丁目2番10号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,941,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立子ども発達センター業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害や発達に課題があり支援が必要な就学前の乳幼児及び小学1年生の児童とその保護者を対象とし、発達障害児や知的障害児、肢体不自由児等の早期支援として専門的な療育指導を行い、児童の能力を最大限に伸ばすとともに保護者への子育て支援をする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年11月22日付 千子児家発579号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 1年 4. 評 価 良好な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	99,075,872 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	障害児支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別支援学校等に通う障害児（小学生から高校生）を対象とし、学校休業日（春・夏・冬季休業期間）に、日中活動の場を提供することを目的に、専門職による余暇活動等を含む通所指導を行うことで児童の発達を支援するとともに、あわせて保護者の介護負担の軽減を図る。又、身体障害児への理学療法士による機能訓練を実施することで身体機能の維持向上を図る。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 （令和3年11月22日付 千子児家発579号 令和4年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 1年 4. 評 価 良好な業務成績のため 5. 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,388,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	電子決裁・共通基盤システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANに接続する全庁LAN用端末から電子決裁・共通基盤システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度（平成 19 年度開始） （平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続 16 年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新 3 回目、通算 17 年目であり、その業務評価も良好なため継続により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社RKKCS 住 所 熊本市西区春日 3 丁目 15-60 J R熊本白川ビル 11 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,622,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特定建築物定期調査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく、特定建築物定期調査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	定期報告制度の予備審査等の体制は、昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき整備されてきた。 当該法人は、各都道府県の区域ごとに、特定建築物定期調査報告代行業務の受託等をおこなう団体として設立された法人であり、平成 10 年 7 月に設立されて以来、区の指導・協議のもと本業務を行っている。現在のところ、この団体以外に当該業務を行う団体は存在しない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住 所 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 日
※ 契約金額	2,512,070 円 (消費税を含む) ※ 総額※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

567

件 名	文書管理システムにおける移行データの抽出ほか業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	総合行政システムのリプレースに伴い、システム移行後の新環境下にてデータが過不足なく滞りなく業務を継続できるよう、データの抽出及び提供を受けること及び次年度におけるデータ抽出・提供のために使用するツールの開発準備を行うことを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、現行の文書管理システムを稼働させている構築・運用保守事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外ではデータ抽出作業が不可能である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行担保が確保できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 株式会社 NTT データ・アイ 所 在 地 新宿区揚場町 1 番 18 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,349,000 円 (消費税を含む)
契約 期 間	契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	有料ごみ処理券（有料シール）の印刷
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	事業者や区民が事業系ごみ及び粗大ごみを排出する場合、各区の条例で、ごみ袋や粗大ごみ等に各区有料シールを貼付する事が定められている。こうしたごみを排出する際、添付する有料シールを作成する。
選 定 理 由	有料シール作成にあたっては、印刷経費の低減を図るために23区がそのスケールメリットを生かし、契約相手方を1社とする手法が有効として従前から導入している。 このため、23区の清掃事業移管準備担当課で組織していた清掃部会において業者の選定を行い、その上部組織として、清掃事業移管準備担当部長を構成員とする清掃移管実施委員会（以下「委員会」という。）において了承され、業者選定を行ったものである。 下記事業者はこの委員会で選定されたものであるため契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 凸版印刷株式会社 住 所 東京都文京区水道1-3-3
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,796,775 円（消費税を含む） ※ 単位 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町中学校スキルアップ宿泊に伴う宿泊施設の借上げ等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	中学校合同行事のスキー教室に代えて、平成 28 年度から山梨県で行っている「麴町中学校スキルアップ宿泊」の実施にあたって、宿泊施設を借上げるとともに賄い業務の提供を受ける。
選 定 理 由	「麴町中学校スキルアップ宿泊」を実施するにあたり、生徒の安全確保と事業の円滑な実施のために以下の条件を満たす必要がある。 ① フロア全体を貸し切り、参加生徒全体での研修が実施可能であること。 ② 学校事業の受入実績があり移動教室支援のノウハウを持っている事業者が運営していること。 周辺の複数施設について検討した結果、宿泊規模が適切で客単価が水準以内で、上記条件を満たす施設として「Royal Hotel 八ヶ岳」を選定した。 以上の理由から、同施設の運営会社である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：Royal Hotel 八ヶ岳（大和リゾート株式会社） 所在地：東京都千代田区丸の内 1-8-1 丸の内トラストタワーN館 13 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 日
※ 契約金額	6,253,400 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和 5 年 7 月 3 日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町保育園総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町保育園の清掃・設備管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で、令和 5 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社アイザワ総業 住 所 東京都千代田区内神田 3-16-9 松浦ビル 3F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,638,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

616

件 名	庁有車の賃貸借（低公害車）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保健所内の業務に必要な車両確保するため賃借する。
選 定 理 由	平成 29 年度に競争入札により当該車両の賃貸借の契約の相手方に決定し、平成 30 年 4 月 11 日から令和 5 年 4 月 11 日までの長期継続契約を締結している。 契約期間満了後の契約について入札を検討していたが、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢等の影響のため車両メーカーの生産のめどが立たず入札が困難であるため、良好な状態の当該車両を再リースをする。 以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：三菱 HC キャピタルオートリース株式会社 所在地：東京都港区西新橋 1-3-1 西新橋スクエア 8 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 12 日
※ 契約金額	474,756 円 (消費税を含む)
賃貸借期間	令和 5 年 4 月 12 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

特命随意契約理由書

件 名	AI-OCR サービス利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	帳票を庁内複合機で読み取り、文字認識精度を飛躍的に高めるため AI を活用し、テキストデータ化する。 セキュリティを高めるためにインターネット回線を使用せず、LGWAN に接続する。
選 定 理 由	AI-OCR の要である AI エンジンについて、本区のセキュリティポリシーに則った LGWAN 環境でサービスを提供できる事業者は複数存在する。 しかしながら、当該サービスについては、利用部署がそれぞれ読取帳票の定義・登録を詳細に行う必要があり、サービス提供元が変わった場合、利用部署は各種帳票の定義・登録を再度行う必要がある。また、ユーザーインターフェースが変わるため操作についても再度習得しなければならない。 加えて、現在は AI-OCR により出力されたデータを用いて RPA による支払処理の自動化を実施している。サービス提供元を変更すると、利用部署における操作方法の習得及び読取項目・データ出力等の再定義が完了するまでは RPA を稼働できないため、契約締結後の一定期間、RPA による支払処理が停止状態になることが想定される。 以上の理由から、現行サービスを変更した場合、事業の継続性及びコストの観点から非効率・不経済である。 下記事業者は令和元年度 AI-OCR 試行導入支援業務の公募制指名競争入札の落札業者であり、現在まで引き続き本区に当該サービスを提供している。AI-OCR 利用部署においては現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地 東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)

契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

264

件 名	いずみこども園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	いずみこども園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社メフォス 住 所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,451,201 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	河川管理用船舶の借り上げ（第702号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・ <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	河川管理用船舶を借り上げて河川施設及び道路橋等調査並びに河川不法投棄物等の除去作業に使用する。
選 定 理 由	神田川・日本橋川は、首都高速道路や鉄道・橋梁等の構造物が河川内に錯綜しており、干潮河川の為、潮位による河川の状況変化も著しい。加えて神田川では、川幅が狭い中、ゴミ運搬船の運航や屋形船の停泊など、船舶の航行に注意を要する都市河川である。 このような河川状況の中で、死魚や浮遊物の除去、護岸や橋梁の緊急点検など、迅速な対応が必要である。 このため、常時、調査船・作業船を保有し、これらを30分以内に配船する必要がある。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に限られる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東京シップサービス株式会社 住 所：港区海岸三丁目1番3号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,250,204 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	学校生活アンケート「hyper-QU」の実施
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじめ、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。
選 定 理 由	契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。 これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,877,700 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

346

件 名	区民参加型モニタリング調査実施支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が策定した生物多様性地域戦略（ちよだ生物多様性推進プラン）の事業を推進するため、区民参加型モニタリング調査の実施支援をおこなう。区民等参加者は区内で発見した生きものを、株式会社バイオームが開発したいきものコレクションアプリ「Biome（バイオーム）」を用いて報告する。区はモニタリング調査の結果をホームページ等で公表する。
選 定 理 由	株式会社バイオームが提供するいきものコレクションアプリ「Biome（バイオーム）」には、独自のアルゴリズムによる生物種名同定 AI（特許第 6590417 号）が実装されており、専門的な知識がない利用者でも手軽に生物観察を行うことができる。さらに、アプリには菌類・地衣類以外の全ての分類群の生物情報が収録されており、その種数は約 10 万種に及ぶ。これは外来種や飼育展示個体含む日本国内の生物種のほぼすべてを網羅する種数であり、国内では類を見ない規模のデータベースと言える。もちろん、千代田区内で確認される生物種も十分に網羅出来ている。 加えて、「Biome」にはクエスト機能や SNS 機能が実装されており、ゲーミフィケーションや心理的インセンティブを活用した構成によって他のサービスに比べて恒常的で活発なユーザーコミュニティが醸成されている。また、アプリは App Store と Google Play から無料でダウンロードでき、利用においても課金要素が無く、アプリ内の広告表示もないことから子供やお年寄りでも安心して利用できる。こうした点から、本業務の遂行に資するアプリケーションは「Biome」のみであると言える。 以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能となる下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社バイオーム 住 所 京都府京都市下京区中堂寺南町 134 番地 ASTEM ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日

※ 契約金額	3,751,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担当課	環境まちづくり部 環境政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

204

件 名	区立中学校の学力達成度調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立中学校（麹町中、神田一中）全学年を対象に、国語・社会・数学・理科・英語の区外の学校と比較した学力調査及び生活実態調査を実施する。
選 定 理 由	本件業務を実施するためには、下記の条件を満たす必要がある。 (1) 高校受験対策なども念頭に置いた、区外の学校との学力達成度比較調査ができること。 (2) 学力達成度調査結果と学校生活アンケート（hyper-QU）結果とのデータリンクによる、生徒の学校生活における満足度等と学力との関係が見られること。 下記業者は、学校生活アンケート（hyper-QU）の都内唯一の出版社であり、調査結果のコンピュータ診断を実施している業者である。 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、全てを満たすものが1者に限られる。 以上の理由から、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 図書文化社 所在地 東京都文京区大塚1-4-15
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,844,900 円（消費税を含む） ※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	建築行政共用データベースシステムの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築行政共用データベースシステム（以下、「共用DB」という。）は、 ■台帳登録閲覧■通知・報告配信■建築士・事務所登録閲覧■法令・大臣認定データベース■建築行政地図情報のサブシステムから構成された建築物のストック情報を総合的に管理するシステムである。区は、共用DBを活用して建築審査事務を行っている。本業務は、このシステムを最新・最適な環境に維持保守を行う業務である。
選 定 理 由	平成27年度に導入した共用DBは、下記事業者が開発したプログラムであり、このシステムの維持管理は、既設システムと密接不可欠の関係にある。他者では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人建築行政情報センター 住 所 東京都新宿区神楽坂1-15
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,076,250 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

482

件 名	宿泊場所及び給食提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	緊急対応を要する住まいのない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所と給食を提供する。
選 定 理 由	本業務は、生活困窮者支援に関する知識や経験を有し、東京都の指導及び基準単価に基づき、社会福祉法第2条第3項による無料低額宿泊施設を区内で確保することが必要とされる。 区内にある無料低額宿泊施設で、上記の条件を満たしている施設は下記業者が運営する宿泊施設のみである。 下記業者は、令和4年度においても、本業務の趣旨を十分に踏まえ、緊急を要する対応時に、常に宿泊場所と給食の提供を実施した。千代田区及び23区で多数の運営実績を有しており、本区において、区が求める業務の提供を行い得る唯一の業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 特定非営利活動法人 さくら福祉推進協会 住 所： 中央区日本橋馬喰町1-12-7 シティイツ日本橋 806
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2418850 円 (消費税を含む) ※ 総単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	職員定期健康診断等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	職員定期健康診断、各種がん検診および各種予防接種の実施
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年3月14日付3千政人事発第1991号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 1年 4. 評価 良好な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ 住 所 東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地 神保町三井ビルディング1階・2階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	^{48,324,386} ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

490

件 名	職員用AIチャットボットの利用及び導入支援業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	多くの事務時間を要している内部事務に関する職員間の問い合わせの事務効率化を図るため、AIを活用した自動応答サービスである職員用AIチャットボットシステム(以下「本システム」という。)を利用する。また、導入にかかる支援業務を実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年3月14日付4千政IT発268号決裁) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 ネオス株式会社 住 所 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,969,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社メフォス 住 所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,984,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

382

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本事業の理学療法の実施には、下記の条件を満たす必要がある。 1. 基本的動作能力の回復を図る専門職である「理学療法士」の資格を持つものが従事すること。 2. 同時に複数の高齢者の自宅への訪問が必要になっても理学療法士の手配が可能なこと。 3. 区内訪問看護ステーション等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都で唯一社団法人として認められた理学療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 東京都理学療法士協会 住 所 東京都渋谷区代々木2-26-5 バロール代々木409号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※単価 1,560,000 円 (消費税を含む) ※印 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

383

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本事業の作業療法の実施には、下記の条件を満たす必要がある。 1. 諸機能の回復・維持開発を促す作業活動を用いて行う治療、訓練、指導および援助の専門職である「作業療法士」の資格を持つものが従事すること。 2. 同時に複数の高齢者の自宅への訪問が必要になっても作業療法士の手配が可能なこと。 3. 区内訪問看護ステーション等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都内在住在勤の作業療法士を中心に構成された作業療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 東京都作業療法士会 住 所 東京都新宿区新宿5-4-1 新宿Qフラットビル501
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,560,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

384

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本業務の実施には、下記の条件を満たすことが必要である。 1. 区内全域への派遣ができること。 2. 対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3. 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ACTIVE CARE AGENCY アクア訪問看護ステーション 住 所 千代田区神田司町2-17-6 新商神田ビル5F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,560,000 円 (消費税を含む) ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

385

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本業務の実施には、下記の条件を満たすことが必要である。 1. 区内全域への派遣ができること。 2. 対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3. 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有限会社くくむ 岩本町訪問看護ステーション 住 所 千代田区東神田1-5-1 ディアハイム神田岩本町703号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ <u>単価</u> 1,560,000 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

386

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本業務の実施には、下記の条件を満たすことが必要である。 1. 区内全域への派遣ができること。 2. 対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3. 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ステラ 九段訪問看護ステーション 住 所 千代田区九段北1-10-5 九段櫻ビル8階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,560,000 ※ 単位 千円 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

387

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本業務の実施には、下記の条件を満たすことが必要である。 1. 区内全域への派遣ができること。 2. 対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3. 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社双泉メディカルサポート 住 所 東京都葛飾区青戸5-30-4 三和ニードルベアリングビル4階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,560,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ちよだエコ・オフィス町内会古紙回収業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園における古紙回収の委託を行う。
選 定 理 由	エコ・オフィス町内会（以下「オフィス町内会」という）は、共同回収事業を運営する非営利団体として 1991 年に設立された。当時、特定非営利活動促進法（NPO 法）が存在していなかったこともあり、オフィス町内会は法人とはなっていない。 この事業は、「①古紙排出企業側は、古紙を廃棄物として処分する費用よりも安価に回収してもらうことができること。②回収会社は、古紙相場に左右されずに固定的な収入を得られるので、経営が安定すること。③オフィス町内会事務局は経費を会員からの収入で賄うことにより、活動の継続性を確保することができること。」の 3 つの経済性と、オフィス町内会の仕組みにより運営を継続することができ、また、環境保護といえども、関係者の経費の負担が続くような仕組みでは、長期にわたって活動を継続することはできないと考え開始されたものである。 オフィス町内会の千代田区の事務局代理は下記事業者であり、オフィス町内会の会員として回収を行っている唯一の事業者である。また、区では、区内の環境リサイクル事業として、この活動を推進・支援している。 以上の理由により下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社 新井商店 住 所 東京都台東区根岸 5-14-13
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,534,060 円（消費税を含む）
契約期間	※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ヒートアイランド対策計画改定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度に実施したヒートアイランド対策計画見直しの検証及び現状調査の結果を踏まえ、「千代田区ヒートアイランド対策計画」(平成18年度策定)の改定に関する全般的な支援を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度(令和4年度開始) (令和4年3月25日付3千環環政発第364号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 1年 4 評価 継続2年目で業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国際航業株式会社東京支店 住 所 東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,999,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム等の 保守・運用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区ホームページでの情報提供を継続して行うため、機器及び システムの保守を実施し、システムに生じるトラブルを回避する他、 区ホームページの日常的な修正・更新業務と、サーバ等の不具合が生 じた場合の原因究明・対策を行い、ホームページの維持更新を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年7月30日付31千政広報発第63号 令和2年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4 号 継続年数 3 3. 評価 良好な業務成績のため 継続4年目であり、良好な業務成績のため引き続き令和5年度にお いても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス 住 所 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,698,960 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区安全・安心メール配信サービス運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	安全・安心メールは、区民等を対象に、防災や防犯に関する情報を任意に登録された携帯電話等へ届けるメール配信システムである。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度(令和3年2月開始)指名競争入札 2 継続 導入後3年度目 千代田区安全・安心メールは、下記業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の情報処理システムと密接不可分の関係にある。このため同一者以外では、責任区分が不明確となり、故障発生時の原因究明、故障修理などが困難になることで、業務履行が達成できない恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 バイザー株式会社 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,640,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

158

件 名	千代田区高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年度を初年度とする令和8年度までの3カ年計画である高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定支援業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年10月31日付4千保高介発第584号 令和4年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3 継続年数 1年 4 評価 良好な業務成績のため 継続2年目であり、評価も良好のため、令和5年度においても引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：株式会社サーベイリサーチセンター 所 在 地：東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,150,000 円
委 託 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部高齢介護課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

513

件 名	千代田区障害児ケアプラン事業運営支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害や発達に課題のある児童（以下「障害児等」という。）が地域で健やかに成長し、保護者とともに安心して暮らせるよう、児童一人ひとりの発達状況に応じたサービスをプランニングする「はばたきプラン」（以下「プラン」という。）を作成し、児童の成長と保護者の子育て不安の解消を図る。児童の情報は「子育てカルテ」として整理し、関係機関との情報共有を図り、児童の切れ目のない支援を実現する。又、児童福祉法に規定する障害児支援サービスを利用する児童には、申請時に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行う。
選 定 理 由	本事業の業務内容は、児童・保護者の状況に深く関与することから、事業者と保護者の信頼関係が必要不可欠である。子ども発達センターの運営事業者である下記業者は、保護者と信頼が築かれており、プラン作成に必要な児童の情報や相談支援のノウハウも備えている。又、庁内・庁外の関係機関とのやりとりに関しても相談支援の経験から良好な関係を構築している。令和4年度の業務成績も良好であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	19,440,585 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

393

件 名	千代田区標準システム移行及び支援業務
種 類	委託
概 要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」により標準システムへの移行が地方公共団体の責務とされ、国が策定した『自治体DX推進計画』において、自治体の主要業務システムを標準化・共通化し、令和7年度末までに全ての自治体が標準標準システムへ移行することが自治体の重点取組事項と定義された。 こうした状況に鑑み、標準化に向けたプロジェクト管理、現行システムとのGapに対する解決策の検討等、移行に向けた支援を行う。
選 定 理 由	現行の基幹系システムの多くは千代田区総合住民サービスシステム運用保守業務を委託している株式会社電算のシステムを利用していることから、当事業者がシステム標準化に向けた支援業務を行うことで円滑かつ安全に移行できると考える。 また、標準化対象外の区独自業務やサービスについても熟知していることから、独自システムの構築・連携も円滑に行え则认为る。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	198,000,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム用ノートパソコン等機器の賃借（再々リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁LAN用のノートパソコンを賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を1年延長する。
選 定 理 由	1. 導入 平成29年4月1日～令和4年3月31日までの長期継続契約であり、契約満了に伴う1年間の再リースを令和4年度に行った。さらに令和5年度についても再リースを行う。 2. 賃借期間をさらに1年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、かつ次期全庁LANリプレースに合わせて現行全庁LANを延長運用するため、再リース契約を締結する。 3. 当該機器は、現在流通している新機種では対応していない、現行総合行政システムの稼働に必要なソフトウェアのバージョンを備えており、基盤構築事業者の動作保証済み端末である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT・TC リース株式会社 住所：東京都港区港南1丁目2番70号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,388,724 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム用ノートパソコン等機器の追加分賃借（再々リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁LAN用のノートパソコンを賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を1年延長する。
選 定 理 由	1. 導入 令和元年9月1日～令和4年3月31日までの長期継続契約であり、契約満了に伴う1年間の再リースを令和4年度に行った。さらに令和5年度についても再リースを行う。 2. 賃借期間を1年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、かつ次期全庁LANリプレースに合わせて現行全庁LANを延長運用するため、再リース契約を締結する。 3. 当該機器は、現在流通している新機種では対応していない、現行総合行政システムの稼働に必要なソフトウェアのバージョンを備えており、基盤構築事業者の動作保証済み端末である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT・TC リース株式会社 住所：東京都港区港南1丁目2番70号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	466,904 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	放置自転車管理システムの保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	当区が構築した、放置自転車等管理システムが適切に稼働させることにより、放置自転車の撤去作業や撤去した車両の管理を効率的に行うことを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、令和3年度契約案件（契約番号 794 号）として見積競争によりシステム構築業者として選定された事業者である。同システムの保守は、構築事業者以外に適切に行うことができないため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン 住 所 大分県臼杵市大字臼杵 706 番
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,245,880 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	和泉小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 メフォス 住 所 東京都港区赤坂 2-23-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,952,300 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 メフォス 住 所 東京都港区赤坂 2-23-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	34,650,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

263

件 名	麴町保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成30年度（平成31年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和3年9月8日「指名業者選定委員会」承認 6. 継続5年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社メフォス 住 所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 日
※ 契約金額	20,922,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

597

件 名	道路修正設計業務（駿河台道灌道ほか）（第 315 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和 4 年度に下記業者が受託した「測量及び道路詳細設計業務（駿河台道灌道ほか）（第 324 号）」に基づき、取付支道の追加設計及び関係機関協議に伴う修正設計を行うものである。
選 定 理 由	本件は令和 5 年度発注予定の道路工事に伴う設計業務で、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、工事発注が遅滞するなど著しい支障があるものである。また、取付支道の路面状態が著しく悪化しており将来的に補修する必要があることから、本設計範囲に追加し将来需要を見込んだ道路設計を行う。なお、下記業者は令和 4 年度に契約した「測量及び道路詳細設計業務（駿河台道灌道ほか）（第 324 号）」の受託者であり、測量や道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関や地元関係者等との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。また、令和 4 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社建設エンジニアリング 住 所 東京都千代田区神田佐久間町三丁目 15 番地
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 10 日
※ 契約金額	3,905,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日翌日から令和 6 年 2 月 29 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	デジタル複合機・プリンタの複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANプリンタおよび複合機が常時正常な状態で使用できるよう、全庁LANプリンタ (DocuPrint 3000・P450d) 及び複合機 (ApeosPort-IV C7785・C5585) の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選 定 理 由	本件は、平成 29 年 5 月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定したものである。令和 5 年 7 月の新複合機およびプリンタ導入まで、現行機器を利用する。 令和 5 年度は 7 年目であり、金額・使用条件その他の事項についても前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,750,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日
担 当 課	IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	デジタル複合機の複写等サービス業務（千代田会館）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANプリンタおよび複合機が常時正常な状態で使用できるよう、複合機（ApeosPort-IV C5585）の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選 定 理 由	本庁及び庁外拠点の複合機及びプリンタは、平成 29 年 5 月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定し、利用している。 金額・使用条件その他の事項についても本区の他の複合機と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 江東区豊洲2丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	624,250 円（消費税を含む） ※総価単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和5年6月30日
担 当 課	IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行例第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	車いす対応用複合機の複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANプリンタ及び複合機として設置する本庁舎 3F 障害者福祉課の複合機が常時正常な状態で使用できるよう、消耗品の供給等を行う。
選 定 理 由	本庁及び庁外拠点の複合機及びプリンタの複写等サービス業務は、平成 29 年 5 月供用開始の競争入札により下記の事業者に決定した。 金額・使用条件その他の事項についても本区の他の複合機と同条件での提供とし、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 江東区豊洲2丁目2番1号
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	201,850 円 (消費税を含む) ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和5年6月30日
担 当 課	IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行例第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

305

件 名	ポンプ所保守点検業務 (第 8 0 3 号)
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田仮排水機所の排水設備機器保守点検及び非常時の運転管理
選 定 理 由	1. 設置 昭和 59 年 2. 本案件の保守対象機器は、(株)クボタが製作施工した機器である。 3. 本業務における機器、設備の維持管理で、設備の維持管理業務については、この機器の設計製作詳細内容(機器内部構造等機密部分詳細図面)及び点検業務に伴う数値資料等が、(株)クボタ及びメンテナンス部門を継承しているクボタ環境エンジニアリング(旧クボタ機工(株))以外に、保持されていないため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。以上の理由により下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 : クボタ環境エンジニアリング株式会社 所在地 : 中央区京橋 2 丁目 1 番 3 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 [日
※ 契約金額	4,940,100 円 (消費税を含む) ※ 総額 500 万円 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

279

件 名	マンション管理計画認定制度に関する事務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下、「法」という。）に基づく千代田区マンション管理適正化推進計画が令和 5 年 4 月 1 日に施行される。区内の分譲マンションの管理組合を対象に、計画に基づくマンションの管理計画の認定申請（以下、「管理計画認定」という。）に係る審査事務及び制度の周知、並びに事前相談、受付、手数料の収納等を行う。
選 定 理 由	1 事業目的及び必要とする条件等 本件は法に基づく管理計画認定を行うため、認定審査事務の審査業務等を行うものである。本業務を受託するには、法第 5 条の 12 に基づく指定認定事務支援法人として指定を受けている者に限られる。 2 選定理由 本業務を行うために十分な適格性を有するものの指定要件については、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 12 の規定に基づく指定認定事務支援法人の指定に係る基準」（令和 5 年 2 月 22 日 4 千環住宅発第 755 号）に定めており、本指定要件に該当するのは下記法人のみである。よって以上の理由から、下記法人と契約を行う。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 まちみらい千代田 住 所 千代田区神田錦町 3-21
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,029,170 円（消費税を含む） ※総額が契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

192

件 名	旧万世橋出張所・区民会館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧万世橋出張所・区民会館の安全・良好な環境の保持、快適な施設利用のために、総合維持管理を行い施設・設備の点検及び保守、運転、監視、清掃等の各業務を行う。
選 定 理 由	旧万世橋出張所・区民会館及び石丸2号館は、一体の共同建築物である。このため、一棟の建物を総合的かつ安全な環境と快適な施設利用を行うために、施設・設備の点検及び保守、運転、監視等の各業務を共同で管理していくための管理規約を定めている。この管理規約第4条第2項により、施設設備の保守管理は株式会社石丸本社と同一業者に委託することとなっている。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社シミズ・ビルライフケア 住 所 東京都中央区京橋二丁目10番2号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契 約 金 額	2,212,320 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

210

件 名	牛乳空き紙パック収集運搬業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	学校給食における牛乳の空き紙パックを各学校から収集運搬する。
選 定 理 由	下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。 学校給食から出る牛乳空き紙パックを各学校から資源として回収し、古紙事業者に運び込んでリサイクルするため、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に行うことができる。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 千代田区飯田橋2-12-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,118,400 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

330

件 名	区立小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検
選 定 理 由	1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2.本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京瓦斯株式会社 都市エネルギー営業部 住 所 東京都港区芝一丁目11番11号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,104,305 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

28 |

件 名	高齢者あんしんセンター麹町の業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項の規定により、包括的支援事業等の業務を社会福祉法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センターを運営する。
選 定 理 由	年 1 回実施している「千代田区地域包括支援センター運営協議会評価部会」において事業実施状況を報告、委員から良好との評価を受けており、区民や民生・児童委員及び介護事業者へのアンケート結果からも信頼と親しみやすさを評価されているため令和 5 年度も引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 東京栄和会 住 所 東京都江戸川区西葛西 8-1-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日 一部
※ 契約金額	57,722,400 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者相談・支援システム 運用保守業務
種 類	物 品： <u>委託</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者相談・支援システムの運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 24 年度 (平成 25 年 3 月開始) 2. 継続年数 10 年 3. 評価 業務成績良好のため 4. 本システムは、総合住民サービスシステムのサブシステムとして新たに導入・構築することを情報化推進委員会 (平成23年9月2日付23千政第48号) で承認され、平成25年3月に下記業者により構築された。その後、平成30年3月末に機器更改を実施した。本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 : 株式会社 電算 所在地 : 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,259,110 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者訪問理美容サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	歩行困難な在宅高齢者に理容師・美容師を派遣し、理美容サービスを提供する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 利用者数が少なくとも、区内全域への派遣ができること。 2 利用者が高齢者であることから、サービスの変更や担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす理美容組合者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京都理容生活衛生同業組合 千代田支部 住 所 千代田区五番町4番地19
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,481,200 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

248

件 名	高齢者訪問理美容サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	歩行困難な在宅高齢者に理容師・美容師を派遣し、理美容サービスを提供する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 利用者数が少なくとも、区内全域への派遣ができること。 2 利用者が高齢者であることから、サービスの変更や担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす理美容組合者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京都理容生活衛生同業組合 千代田支部神田地区 住 所 千代田区富士見二丁目 6 番 1 2 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1481,200 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者訪問理美容サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	歩行困難な在宅高齢者に理容師・美容師を派遣し、理美容サービスを提供する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 利用者数が少なくとも、区内全域への派遣ができること。 2 利用者が高齢者であることから、サービスの変更や担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす理美容組合者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京都美容生活衛生同業組合 神田支部介護事務局 住 所 千代田区五番町5番地6 ビラカーサ五番町103号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,481,200 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

495

件 名	新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナウイルス予防接種に係る区民からの電話や窓口での問い合わせ対応や接種券の発行、接種記録の入力等、接種にかかる事務を行う。
選 定 理 由	下記業者は令和3年度及び令和4年度に全国一斉に緊急的に実施した新型コロナウイルス予防接種事業において、接種スケジュールや詳細な事務手続きが確定していない中、「新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口等業務」を受託しており、スタッフの募集・手配において迅速な対応を行い、安定した業務遂行を行った実績がある。 今後もワクチンの供給量や、接種スケジュールが流動的に変化していく状況が続くと予想されるため、本事業において引き続き安定した業務遂行が期待できる下記業者を本件の契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 アデコ株式会社 住 所 千代田区霞が関3-7-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	132,986,542 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日まで
担 当 課	健康推進課（新型コロナウイルス予防接種担当）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

594

件名	神田さくら館 総合管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田さくら館 総合管理業務 (清掃業務・設備管理業務・環境衛生管理業務・保安警備業務・プール監視受付業務)
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和4年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和4年度の業務成績は良好なため、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社ジンダイ千代田支店 住所 東京都千代田区神田小川町3-11-2-224 インペリアル御茶ノ水
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	88,721,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

168

件 名	千代田区防災訓練等包括支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	・ 包括支援業務（避難所運営協議会の実施、助言・提案業務） ・ 災害対策本部運営訓練 ・ 避難所防災訓練支援業務 ・ 地域防災力向上支援業務 ・ 職員対象の防災訓練支援業務
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年3月26日付2千政災危発第420号 令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社総合防災ソリューション 住 所： 東京都千代田区一番町13番地16
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,639,900 円（消費税を含む） ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

571

件 名	千代田区役所本庁舎清掃等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎維持管理業務の共通仕様に含まれていない、千代田区独自（千代田図書館の休日清掃等）の清掃等業務を行う。
選 定 理 由	本庁舎のPFI事業終了に伴い、庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務、警備保安業務等の個別の業務の共通仕様にに基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。 しかし、障害者対応などの区民サービスや千代田図書館の休日開館業務は、区独自の業務となることから国との共通仕様に包含することができず、区の個別契約案件となる。 本業務は共通仕様にに基づく清掃業務との連携を図ることにより効率的かつ臨機応変な対応が可能となるほか、緊急時の迅速な対応が期待できる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 新東美装 住 所 東京都世田谷区上用賀4-3-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,506,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課 庁舎管理係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

518

件 名	千代田区立軽井沢少年自然の家総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立軽井沢少年自然の家の総合管理業務として、予約・運営・地域協力業務及び施設維持管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は公募型プロポーザルにより選定された下記業者により平成 25 年度から平成 27 年度まで継続して業務委託し、平成 28 年の業者選定委員会にて下記業者の随意契約が承認され、毎年度継続協議を諮ってきた。 しかし本施設は老築化や利用状況等から、今後の在り方について検討中であり、また施設所在地で本業務を行えるのは下記業者のみである。また下記業者は迅速な対応で業務成績評価も良好であり、利用者からも高評価を得ているため下記業者との特命随意契約期間の延長により契約を行うことが妥当である。したがって、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 軽井沢フード株式会社 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢 10-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,130,404 円 (消費税を含む) ※ 総価額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特別区民税・都民税にかかる課税資料整理等業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区民税・都民税にかかる業務のうち、給与支払報告書等の資料整理、課税照会への回答資料とりまとめ等、課税事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和2年度開始） （令和2年10月12日付2千地税務発第339号） 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 6号 3. 継続年数 3年 4. 評 価 良好な業務成績のため引続き契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士ソフトサービスビューロ株式会社 住 所 東京都墨田区江東橋二丁目19番7号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,117,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和5年6月30日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

498

件 名	富士見小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	富士見小学校には、公設民営の富士見わんぱくひろば学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ポピンズエデュケア 住 所 東京都渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ5階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,387,650 ※ 総価額 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

427

件 名	保育施設運営費関連業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	内部事務の効率化を図り、迅速で正確な事務手続を提供し、もって保育サービスの向上を図るため、保育施設運営費関連業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年9月5日付4千子子支発0652号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3. 継続年数 初年度 4. 評価 良好な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名： 凸版印刷株式会社 所 在 地： 東京都文京区水道1-3-3
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	46,303,844 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

578

件 名	情報システム監査及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度からの中長期計画に基づき、個人情報の安全管理措置に対する職員の意識向上、事務処理及びシステムのセキュリティ向上を目的に、情報セキュリティ体制の整備支援及び監査・研修業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和4年10月24日付4千政IT発165号） 2 根拠規定 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条6号 3 継続年数 2年目 4 評価 継続2年目であり、業務成績は良好なため、令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ジーブレイン株式会社 住 所 京都府京都市上京区千本通元誓願寺上る 南辻町369-3
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 20 日
※ 契約金額	17,776,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。